

見附市告示第 1 1 1 号

見附市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 4 日

見附市長 稲 田 亮

見附市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱（令和 4 年見附市告示第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付要綱

第 1 条中「。以下「規則」という。」を削る。

第 5 条及び第 6 条中「見附市有害鳥獣捕獲」の次に「の」を加える。

別表を次のように改める。

補助事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	交付申請及び実績報告に必要な書類
1 第一種銃猟免許の新規取得	新規に第一種銃猟免許を取得した者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先して、かつ、継続して従事すると見込まれる者	・健康診断料	補助対象経費実費相当額（ただし、1 の免許取得、2 の許可及び 3 の登録に係る補助金の総額は、5 4, 0 0 0 円を上限とする。）	（1）対象となる免許又は許可に係る受験票、許可申請書等の写し （2）対象となる免許又は許可を取得し、又は受けたことを証する免状又は許可証の写し

2 猟銃の所持の許可の新規取得	新規に猟銃の所持の許可を取得した者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先して、かつ、継続して従事すると見込まれる者	・健康診断料 ・所持の許可の取得のための講習料		(3) 対象となる免許又は許可を取得し、又は受けるに当たり要した補助対象経費の金額を証する領収書等
3 狩猟者の新規登録	新規に狩猟者の当路を行った者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先して、かつ、継続して従事すると見込まれる者	・ハンター保険料		(4) 健康診断を受けた際の診断書の写し
4 わな猟免許の新規取得	新規にわな猟免許を取得した者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先して、かつ、継続して従事すると見込まれる者	・健康診断料 ・免許取得のための試験等の申請料 ・ハンター保険料	補助対象経費実費相当額（ただし、補助金の総額は10,000円を上限とする。	

1 「第一種銃猟免許」は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に定める第一種猟銃免許とする。

2 「猟銃の所持の許可」は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。

以下「銃刀法」という。）第 4 条第 1 項に定める許可とする。

3 「ライフル銃」は銃刀法第 5 条の 2 第 4 項に定めるライフル銃とする。

4 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別記第 1 号様式中「見附市有害鳥獣捕獲」の次に「の」を加える。

別記第 1 号様式別紙中

「

4 捕獲技術向上のためのライフル銃の射撃練習	(1) 射撃場までの交通費	円	
------------------------	---------------	---	--

」を

「

4 わな猟免許の新規取得	(1) 健康診断料	円	
	(2) 試験等の申請料	円	
	(3) ハンター保険料	円	

」に改める。

別記第 2 号様式中「見附市有害鳥獣捕獲」の次に「の」を加え、「新潟県猟友会
見附支部見附分会に加入するとともに、」を削る。

別記第 3 号様式中「見附市有害鳥獣捕獲」の次に「の」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市有害鳥獣捕獲の担い手緊急
確保事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。